

地運大會出席ノ動員シタル場合ニ出席者數キハ斗争志氣ヲ沮  
喪マシムルモノナレハ不出席者ニ對シ懲罰規程ヲ該クル必要  
アリト提案次ノ如ク決定ス

理由ノ如何ニ拘ラス不出席者ニハ罰金五十元ヲ科ス  
職場毎ニ常任委員ハ責任ヲ以テ其ノ月末ニ罰金ヲ徴収スルコト  
若シ月末ニ納入セサル者ニ對シテハ重罰トシテ更ニ十元ノ  
追科ス

(一) 進而右決議ハ不出席者ニ對シ理由ノ如何ヲ向ハス罰金並  
重罰等ヲ科シ出席ヲ強制スルモノニレシ豫當ヲ欠クモノト  
認メラル、ヲ以テ責任者若本隆夫ニ對シテ強制罰金並徴収決議  
ヲ取消ス標警告始末書ヲ呈セリ)

(八) 斗争基金續立ノ件

六月末賣與支給前日給ノ四分ノ一ノ斗争基金ヲ出スルコト 可決  
12) 電力支部斗争委員会開催状況

六月十八日午後六時ヨリ組合本部ニ於テ斗争委員会開催

木下(名所) 中川(柳門) 成田(下倉) 見玉(徳橋) 横田(三輪)

荒木田(シ) 箱垣(重橋) 竹内(駒込) 神戶(霞所) 古田(霞所)

寺田(霞所) 仁那(霞所) 味谷(霞所) 岡本(音羽) 松本(白金)

近藤(霞所) 石田(麻布) 室井(高橋) 久保田(八所基) 石田(本郷)

等二十名出席斗争組織運動方針ヲ討論シ異論アリタルモ斗争  
委員会組織ニ依ル斗争ヲ打切り日常斗争ニ依リ運動ヲ進ムル  
コトニ決シ午後九時散会セルカ状況左記ノ通り

斗争報告 木下 幸

今回ノ斗争ニ關シテハ數回斗争委員会ヲ開キ當局ノ厚圧抗シ  
テ斗争ヲ繼續シテ末々當局ノ切り崩シニ依リ軟化シタル傾  
向アリト認メラル、モ大体ニ於テ完全ニ本部指令ヲ遵守サレ  
タト思フ去ル十四日小雨所祈ニ於テ芥川カ檢束サレ本高監  
察等ニ其ノ理由ヲ圖ヒテモハンキリマス

